



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 訓 令	所管課（室）名
○障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程の一部改正	障 害 福 祉 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・身体障害者福祉法に基づく医師の指定	障 害 福 祉 課
・海岸保全区域の指定及び廃止	漁 港 漁 場 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（4件）	〃
◎ 公 告	
・令和4年度前期技能検定試験の実施	雇 用 労 働 政 策 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業変更計画の決定	〃
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了	〃

## 訓 令

### 長崎県訓令第2号

各福祉事務所

障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程（昭和61年長崎県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（支払開始期日） 第22条 略 2 支払開始期日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、支払開始期日を繰り上げ、その直前の日曜日等でない日とする。	（支払開始期日） 第22条 略 2 支払開始期日が日曜、祝日又は金融機関等を通じて支払う場合は、毎月第2土曜日であるときは前項の規定にかかわらずその翌日とする。

様式第5号（裏面）を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

（裏）	
1	障害児福祉手当・特別障害者手当（福祉手当）は、2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの月の前月までの分をまとめて支払うこととなっています。 また、支払日は、当該支払月の 日（日曜日等の場合は、その直前の日曜日等ではない日）となります。
2	この手当等を受けるには、毎年8月12日から9月11日までの間に、あなたやあなたの扶養義務者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。
3	あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に福祉事務所に届けてください。
4	この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
5	この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第6号中「3箇月」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「この通知書を受けた日の翌日から起算して1年を経過すると」を「この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「3箇月」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「この通知書を受けた日の翌日から起算して1年を経過すると」を「この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると」に、「8月11日」を「8月12日」に、「9月10日」を「9月11日」に改める。

様式第9号中 「

整 理 番 号	
------------	--

」 を 「

整 理 番 号	
個 人 番 号	

」 に改める。

様式第11号中 「

(ふりがな) 受給者の氏名	
------------------	--

」 を

「

(ふりがな) 受給者の氏名		個 人 番 号	
------------------	--	------------	--

」 に、「3箇月」を「3か月」に改める。

様式第13号中「3箇月」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「この通知書を受けた日の翌日から起算して1年を経過すると」を「この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 長崎県告示第113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日	有 効 期 間
医療法人慧明会 貞松病院	医療法人慧明会 理事長 貞松 俊弘	長崎県大村市東本町537	令和4年2月1日	令和10年1月31日
藤本クリニック	医療法人 希葉会 理事長 藤本 正博	長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1458番地	令和4年1月1日	令和9年12月31日
訪問看護ステーション 勝本	株式会社 CSK 代表取締役 平山 長一朗	長崎県杵岐市石田町石田西触1071番地1	令和4年2月1日	令和10年1月31日
すずらん薬局	株式会社アースファーマシー 代表取締役 谷脇 大介	長崎県大村市桜馬場2-455-3	令和4年1月1日	令和9年12月31日

**長崎県告示第114号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
すずらん薬局	野田 裕一	長崎県大村市桜馬場2-455-3	令和3年12月31日
医療法人 みなと歯科医院	医療法人みなと歯科医院 理事長 原口 晴夫	長崎県島原市中組町314-1	令和3年12月31日
藤本クリニック	藤本 正博	長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1458番地	令和3年12月31日
株式会社 福江薬局末広店	株式会社 福江薬局 代表取締役 菅原 正典	長崎県五島市末広町7番地15	令和3年12月31日

**長崎県告示第115号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人うずしお福祉会 デイサービスセンター つばき苑	長崎県西海市大瀬戸町松島内郷298番地 社会福祉法人うずしお福祉会 理事長 武宮 創志	長崎県西海市大瀬戸町松島内郷298番地 地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）	令和3年11月1日

**長崎県告示第116号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	ヘルパーステーションこころ	長崎県大村市皆同町93番地4	合同会社 優華 代表社員 中山 佳世子	長崎県大村市植松1丁目94番地3	所在地変更	令和3年9月10日
新		長崎県大村市植松1丁目94番地3				

**長崎県告示第117号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	守屋 星樹	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷408番18号			令和4年1月20日
はり・きゅう	桑原 佑季	長崎県諫早市中尾町4-25			令和4年3月1日
はり・きゅう	白井 里実	長崎県佐世保市天神4丁目9-2 クラージュ天神I 101			令和3年10月1日
はり・きゅう	岩川 洵	長崎県佐世保市日宇町1752-1 洋光ハウス101			令和4年1月20日

**長崎県告示第118号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

番号	医師名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
1	山田 隆史	内科	山田医院	北松浦郡佐々町本田原免137-3	令和4年3月1日
2	古賀 洋一	外科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205	令和4年3月1日

3	桑原 義典	小児科	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	大村市柞久原2丁目1001-1	令和4年3月1日
4	小屋松 淳	小児科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205	令和4年3月1日

**長崎県告示第119号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、橘湾沿岸千千石漁港海岸松原地区海岸松原地先海岸に係る海岸保全区域（平成27年長崎県告示第913号）は、廃止する。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

海岸の名称				指 定 区 域
沿岸名	漁 港 海岸名	地 区 海岸名	地 先 海岸名	
橘湾	千千石	松原	松原	イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、へ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、レ点、ソ点、ツ点、ネ点、ナ点、ラ点、イ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域  イ点 北緯32度47分38秒1330 東経130度10分52秒8276 ロ点 北緯32度47分28秒4982 東経130度11分06秒1932 ハ点 北緯32度47分17秒5169 東経130度11分19秒3236 ニ点 北緯32度47分07秒1669 東経130度11分31秒3481 ホ点 北緯32度47分02秒4933 東経130度11分34秒4307 へ点 北緯32度47分00秒4119 東経130度11分34秒7747 ト点 北緯32度46分58秒6960 東経130度11分36秒0380 チ点 北緯32度46分59秒4431 東経130度11分36秒4078 リ点 北緯32度46分50秒7128 東経130度11分39秒9925 ヌ点 北緯32度46分46秒0692 東経130度11分36秒4874 ル点 北緯32度46分44秒5013 東経130度11分32秒7809 ヲ点 北緯32度46分44秒4118 東経130度11分29秒9642 ワ点 北緯32度46分46秒8553 東経130度11分29秒1783 カ点 北緯32度46分47秒8478 東経130度11分34秒5191 ヨ点 北緯32度46分50秒5097 東経130度11分35秒7722 タ点 北緯32度46分58秒8669 東経130度11分33秒1163 レ点 北緯32度46分55秒3134 東経130度11分26秒4679 ソ点 北緯32度47分06秒7825 東経130度11分14秒7312 ツ点 北緯32度47分19秒0623 東経130度11分00秒2455 ネ点 北緯32度47分32秒2579 東経130度10分41秒6963 ナ点 北緯32度47分34秒7768 東経130度10分44秒1207 ラ点 北緯32度47分36秒2430 東経130度10分50秒4474

**長崎県告示第120号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 上志佐今福停車場線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市志佐町赤木免字赤石822番イ地先から 松浦市志佐町赤木免字赤石823番地先まで	前	5.3~5.4	19.6	
	後	63.4~76.0	19.6	

**長崎県告示第121号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 長崎漁港村松線	官公有無番地先（長崎市松崎町字尾似田337番1）から 長崎市松崎町字尾似田358番1地先まで	令和4年3月1日

**長崎県告示第122号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町土肥ノ浦60番1地先から 佐世保市鹿町町土肥ノ浦61番1地先まで	令和4年3月1日

**長崎県告示第123号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町土肥ノ浦65番8地先から 佐世保市鹿町町土肥ノ浦65番8地先まで	令和4年3月1日

**長崎県告示第124号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。



令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町土肥ノ浦81番3地先から 佐世保市鹿町町土肥ノ浦82番1地先まで	令和4年3月1日

## 公 告

### 令和4年度前期技能検定試験の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和4年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公示する。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 実施職種

##### (1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

##### (2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

##### (3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）、塗料調色（調色作業）

#### 2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

#### 3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

##### (1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が2級又は3級を受検する場合は9,200円

- (イ) 職業高校等の在学生在が3級を受検する場合は12,100円
- (ウ) (イ)のうち、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が受検する場合は3,100円
  - ※ (ア)及び(ウ)の手数料減免の対象者は、日本国籍を有し、又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等に限る。

イ 実施期日

令和4年6月7日（火）から令和4年9月11日（日）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日（ただし、金属熱処理を除く3級職種にあっては、8月14日（日）までの間）

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和4年5月31日（火）に長崎県職業能力開発協会にて公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	実施日
(ア) 3級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、フラワー装飾	令和4年7月10日（日）
(ア) 1級及び2級 造園、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、塗装 (イ) 3級 金属熱処理	令和4年8月21日（日）
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作	令和4年8月28日（日）
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 (イ) 単一等級 路面標示施工、塗料調色	令和4年9月4日（日）

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、在職証明書、保険証等の写し等）を含む。）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会  
〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）  
電話 095-894-9971

(3) 受付期間

令和4年4月4日（月）から令和4年4月15日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、長崎県職業能力開発協会及び長崎県雇用労働政策課で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、



返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 受験申請は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送受付のみとなります。窓口での受付はできません。

申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること（試験の免除を受けようとするときにあっては、その資格を証する書面を同封すること。）。

なお、郵送する申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる検定試験職種以外の職種についても受け付ける。

## 5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除の資格がある場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

## 6 合格者の通知

### (1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が令和4年8月26日（金）付け（3級職種のみ）及び令和4年9月30日（金）付けで書面によりその旨を通知する。

### (2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和4年8月26日（金）（3級職種のみ）及び令和4年9月30日（金）に長崎県職業能力開発協会にて掲示するとともに、長崎県雇用労働政策課ホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>）に掲載する。

### (3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を交付し、2級及び3級の技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出事項

### (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県大村市杭出津1丁目919番地18

長島 幸男

長崎県大村市松原本町74番地1

西川 武

### (2) 加入区

大村市加入区

### (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村市漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

### (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

### (2) 縦覧場所

長崎県大村市杭出津1丁目919番地  
大村市漁業協同組合

### 土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、牟田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 上 清	五島市高田町1591番地	川 道 清 次	五島市高田町698番地3
蓮 博	五島市高田町635番地	野 下 岩 隆	五島市高田町1766番地1
荒 木 善 弘	五島市堤町1981番地1	荒 木 善 弘	五島市堤町1981番地1
北 川 美喜夫	五島市堤町2023番地	北 川 美喜夫	五島市堤町2023番地
川 口 規 一	五島市野々切町2979番地	川 口 規 一	五島市野々切町2979番地
長 尾 五 男	五島市野々切町2801番地1	長 尾 五 男	五島市野々切町2801番地1
藤 田 道 則	五島市野々切町5番地1	藤 田 道 則	五島市野々切町5番地1
山 下 道 博	五島市野々切町3026番地	山 下 道 博	五島市野々切町3026番地
田 中 松 博	五島市野々切町45番地1	瀨 出 新 三 郎	五島市浜町47番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
中 村 西 幸	五島市堤町1448番地2	中 村 西 幸	五島市堤町1448番地2
中 村 安 美	五島市三尾野1丁目1番25号	田 中 松 博	五島市野々切町45番地1

### 県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、愛津原地区県営土地改良事業計画（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称  
愛津原地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工、農業用排水施設工）
- 縦覧期間  
令和4年3月1日から令和4年3月22日まで
- 縦覧場所  
平日：雲仙市農林水産部農漁村整備課  
土日祝日：雲仙市当直室

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、壱岐振興局長から公共測量（木田地区測量業務委託）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
壱岐市郷ノ浦町	令和4年3月1日から 令和4年4月12日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県雲仙市吾妻町平江名	令和4年1月28日

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト